

海外資料紹介<京都教育大学附属教育実践総合センターシンポジウム報告>

## 「質」と「公平」は対立する教育システムの原理か? —フィンランドの場合—

(著) ヨウニ・ヴァリヤルヴィ  
(ユバスキュラ大学)

(翻訳・解説) 伊藤 郷・水山 光春  
(京都教育大学大学院)(京都教育大学)

Quality and Equity – Conflicting Principles of Education System?  
—The Finnish Case—

Jouni Välijärvi

Go ITO, Mitsuharu MIZUYAMA

2006年11月30日受理

抄録：PISA でのフィンランドの成功は、教育システムにおける「質」と「公平」を両立したことによるものである。それを可能にしたのは、高い質の教員とそれに対する国民の信頼、習熟度別・能力別学習の廃止による徹底した平等の推進、地方分権による教育現場の裁量の拡大、少人数編成学級による多様性への対応等であった。

**キーワード**：PISA(国際学習到達度調査), カリキュラム, フィンランド

### 解説

以下に翻訳紹介するのは 2006 年 9 月 25 日、京都教育大学において開催された京都教育大学附属教育実践総合センター主催シンポジウムにおけるヨウニ・ヴァリヤルヴィ教授（ユバスキュラ大学教育研究所長）の講演予稿『『質』と『公平』は対立する教育システムの原理か?—フィンランドの場合—』である。ヴァリヤルヴィ氏の所属するユバスキュラ大学には、フィンランド国内に二つしかない教育研究センターのうちの一つがあり、2003 年に設立された教育評価会議の事務局がある。ユバスキュラ大学教育研究所の PISA 調査班は、PISA2000 の調査報告書である『PISA におけるフィンランドの成功——その背景』をまとめたが、その調査責任者がヴァリヤルヴィ氏である。PISA (Programme for International Student Assessment) とは、経済協力開発機構 (OECD) が実施している国際学習到達度調査のことであり、義務教育終了段階の 15 歳児が、持っている知識や技能を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかの評価を試みたものである。過去に二回（2000 年、2003 年）実施され、それぞれ 32ヶ国、41ヶ国が参加した。ちなみに、PISA2000 は読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの 3 分野から成っていたが、PISA2003 では「問題解決能力」が分野として加えられた。

PISA での 4 分野の能力は以下のように定義されている。<sup>1)</sup>

○読解力

「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力」

#### ○数学的リテラシー

「数学が世界で果たす役割を見つけ、理解し、現在及び将来の個人の生活、職業生活、友人や家族や親族との社会生活、建設的で関心を持った思慮深い市民としての生活において確実な数学的根拠にもとづき判断を行い、数学に携わる能力」

#### ○科学的リテラシー

「自然界及び人間の活動によって起こる自然界の変化について理解し、意思決定するために、科学的知識を使用し、課題を明確にし、証拠に基づく結論を導き出す能力」

#### ○問題解決能力

「問題解決の道筋が瞬時には明白でなく、応用可能と思われるリテラシー領域あるいはカリキュラム領域が数学、科学、または読解のうちの単一の領域だけには存在していない、現実の領域横断的な状況に直面した場合に、認知プロセスを用いて、問題に対処し、解決することができる能力」

以上から、PISA の求めるリテラシーが、従来の読み書き計算の能力や単なる習得以上の広範囲な概念であることがわかる。つまり、生涯学習時代のリテラシーが求められているといえる。

PISA におけるフィンランドの最近の成績は以下の通りである。

2000年：読解力1位、数学的リテラシー4位、科学的リテラシー3位

2003年：読解力1位、数学的リテラシー2位、科学的リテラシー1位、問題解決能力3位

このPISA での好成績を、フィンランド教育省は次のように公式に説明している。

- ① 家庭、性、経済状態、母語に関係なく、教育への機会が平等であること。
- ② どの地域でも教育へのアクセスが可能であること。
- ③ 性による分離教育を否定していること。
- ④ 全ての教育を無償にしていること。
- ⑤ 総合制で、選別をしない基礎教育。
- ⑥ 全体は中央で調整されるが実行は地域でなされるように、教育行政が支援の立場に立ち、柔軟であること。
- ⑦ 全ての教育段階で互いに影響し合い協同する活動を行うこと。仲間意識という考え。
- ⑧ 生徒の学習と福祉に対し個人に合った支援をすること。
- ⑨ テストと序列付けをなくし、発達の視点に立った生徒評価をすること。
- ⑩ 高い専門性をもち、自分の考え方で行動する教師。
- ⑪ 社会・構成主義的な学習概念（フィンランド教育省「フィンランドが PISA で成功した背景」2004）<sup>2)</sup>

ここでは全ての項目に触ることはできないので、①、④、⑤にあたる学校教育制度の概要とヴァリヤルヴィ氏の論稿に沿った形で、⑩フィンランドの教員養成について述べる。

### 1. フィンランドの学校教育システム

フィンランド文部省/中央教育委員会（1999）森由己（訳）田中孝彦（解説）『フィンランドの教育と基礎教育』によると、フィンランドの学校教育制度については、全ての学校において授業料は無料であること、高校生まで給食費も無料となること、教科書はじめ文房具も支給されることに大きな特色がある。さらに段階別には以下のような特色を有する。<sup>3)</sup>

### (1) 就学前教育

就学する前にデイケアセンター（幼稚園）や総合制学校で行われる系統的な教育と教授のことを指す。ここでは学校への準備に重点が置かれており、就学前教育の前に子どもたちが参加する幼児教育とは異なる。

### (2) 義務教育

#### 1) 基礎教育

基礎教育とは、総合制学校で、対象年齢の子どもたち全員に無償で提供されている一般教育のことである。フィンランドに永住している子どもは、国籍にかかわらず、全てが義務教育を受けなければならない。

#### 2) 特別教育

学習と適応に軽い困難を持つ生徒は、他の授業と結びついた特別教育を受ける権利を持っている。これはパートタイムの特別教育と呼ばれ、話す、読む、書くことに困難を抱える子どもたちに提供される。またこの教育は、各教科において軽度の学習上の困難を持つ生徒たちにも提供される。

#### 3) 基礎的芸術教育

芸術と実技科目は、常に基礎教育と一般的中等教育後期の不可欠な部分を成してきた。芸術の様々な形態での教授は、学校での実技指導のほかに、学校外においても行われている。

### (3) 中等教育後期

#### 1) 一般的中等教育後期

総合制学校で始められる教授に基礎をおく教育である。この教育は中央機関が準備し採点する国家的な卒業試験、すなわち大学入学資格試験を受けて終了する。この教育の修了と大学入学試験の合格は、高等教育と職業教育の特定の研究的プログラムを受ける一般的な資格となる。

#### 2) 職業的中等教育後期

生徒は基礎教育課程、あるいは中等教育後期課程を終了した後に、第一段階の職業教育を受けることができる。3年間の課程を修了すると、高等教育を受ける資格となる。

### (4) 高等教育

大学とポリテクニクス（AMK）において行われている。大学の進学希望者は大学入学試験を受けていなければならぬ。ポリテクニクス（AMK）での学習を志望する生徒に関しては、大学入学資格試験に合格するか、職業教育を修了するかのどちらかが必要とされている。

## 2. フィンランドの教員養成システム

フィンランドの教員養成システムの実態を、ヘルシンキ大学を中心として概観する。（田中孝彦「教師教育の改革と教師像 - 2003年調査と研究交流から -」から引用した）<sup>4)</sup>

ヘルシンキ大学の教育学部教師教育学科によるフィンランドとヘルシンキ大学の教師教育制度の概略説明。

- 1) 教師教育学科では、総合制学校の学級担任教師、総合制学校と後期中等学校の教科担当教師、特別教育担当教師、幼稚園教師の免許を出しておおり、それぞれの免許を取得するための教育課程を設けている。幼稚園教師を除くすべての教師に、修士号の取得が義務付けられている。
- 2) 学級担任教師になるには、教育学部で、教育に関する諸理論、教授に関わる基本的な知識と教科教育学、教育実習を主な内容とする教育を受けて、学位を取得することが求められる。教科担当教師になるには、選択した教科に対応する専門の学問・芸術に関するそれぞれの学部で学位を取得し、同時に教育学部で教育・教授について学ぶことが求められている。

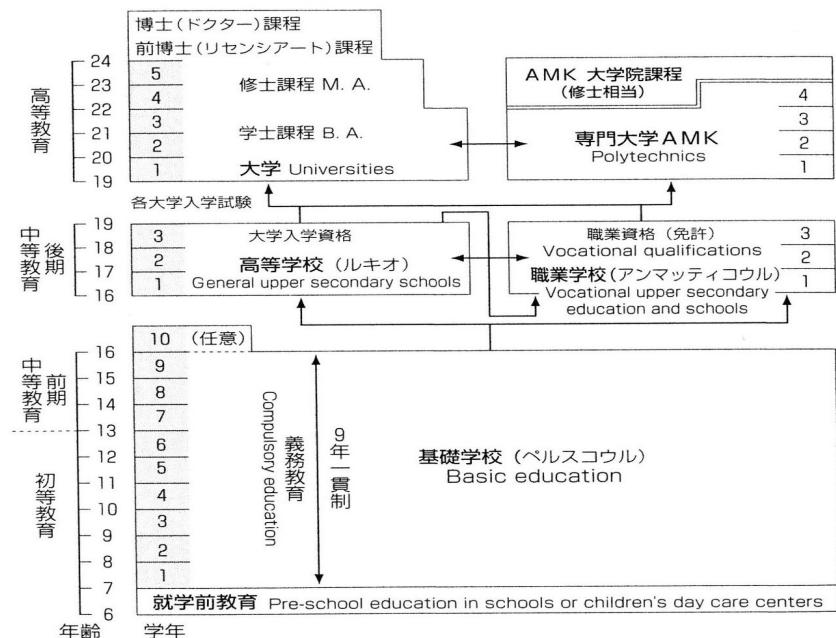
3) フィンランドには、大学附属の教師訓練校が13校（ヘルシンキ大学附属は2校）あり、そこでは学生の教育実習、現職教師の研修、調査・研究、国際交流などが行われている。

以上、PISAにおけるフィンランドの成功と、フィンランドの教育事情について概観してきた。一般的に、これまでの教育改革において、「質」と「平等」は往々にして対立的に扱われてきた。教育の「質」として卓越性を追求すれば「平等」が破壊され、逆に「平等」を追求すると「質」が破壊されるというのがこれまでの常識であった。<sup>5)</sup>しかし、フィンランドは習熟度別指導の廃止による徹底した「公平」の推進と、高学歴の教師と少人数指導による「質」の高次元での確保の二つが両立することをPISAは明らかにしたのである。一方、日本では習熟度別指導が急速に広がっている。フィンランドの教育体制と逆行する日本の動きに危惧を覚える研究者も少なくない。そのため最近ではフィンランドの教育に関する著作物は増えてきたが、フィンランドの教育関係者自身によって書かれた論稿は依然として少ない。そういう点で、今回のヴァリヤルヴィ氏のシンポジウム予稿からは多くの示唆を得ることができる。

#### 引用・参考文献、注

- 1) 国立教育政策研究所（編）（2004），『生きるための知識と技能2 OECD生徒の学習到達度調査（PISA）2003年調査国際結果報告書』，ぎょうせい。
- 2) 福田誠治（2005），『競争しなくても世界一—フィンランドの教育—』国民教育文化総合研究所，アドバンテージサーバー，p.5。
- 3) 教育科学研究会（編）（2005），『なぜフィンランドの子どもたちは「学力」が高いか』，国土社，p.67。
- 4) 庄井良信，中嶋博（編）（2005），『未来への学力と日本の教育③ フィンランドに学ぶ教育と学力』，明石書店，p.151。
- 5) 佐藤学（2004），『習熟度別指導の何が問題か』，岩波書店，p.23。

#### ● フィンランドの学校教育体系



資料出典：庄井良信，中嶋博（編）（2005），『未来への学力と日本の教育③ フィンランドに学ぶ教育と学力』，明石書店，p.39。

## 「質」と「公平」は対立する教育システムの原理か？—フィンランドの場合—

### 1. 導入

PISA（国際学習到達度調査）におけるフィンランドの子ども達の顕著な成功は、総合制学校でなされる教育の質と、フィンランドの将来の文明化と知識の発展のための基礎に対する我々の概念を変えた。フィンランドの総合制学校は 1970 年代にフィンランド中に導入されたが、それまでの能力別学級編成は 1985 年まで完全には廃止されなかった。1970 年の総合制学校カリキュラムにおいて、多元主義、プラグマティズム、公平の概念が強調された。総合制学校の初期には、公平の実現は教育への平等な接近として評価された。最近は学校内での学習における機会均等としてもみなされるようになった。今日、全ての生徒は異質な者の混成集団と一緒に活動する。また、特別な支援を必要とする子ども達への援助は、普通学級において緊密に統合されている。

長期的に見て、フィンランドの総合制学校の発展は、国家的な教育方針の柱に対する幅広く文化的かつ政治的な世論（コンセンサス）によって支えられてきた。20 世紀を通して、教育サービスは様々な人口集団と地方の必要に一致して、平等に発展してきた。今日では、主として質の高い教員養成のおかげで、高品質な教育が国内全ての地域の全ての学校において等しく提供されている。

### 2. 構造と資源

国内全ての人口集団と地域に、平等な学習の機会を提供するための努力がなされてきた。学校ネットワークは全国をカバーしている：520 万人の全人口に対して（1年齢群は平均で 6 万人）、約 4000 校の総合制学校、約 500 校の（学術的な）上級中等学校、そして膨大な数の職業教育機関、成人教育機関が存在している。

子ども達は一般的に 7 歳になる年に就学する。総合制学校の入学以前に、一年間の就学前教育に参加することがある。今日、96%以上の子ども達がそのプログラムに参加している。フィンランドでは 9 年間の義務教育が実施されている。通常、子ども達は総合制学校の最初の 6 年間は学級担任によって教えられ、最後の 3 年間は専門知識を備えた教科担任によって教えられる。全ての生徒は共通のコア教科を学ぶことに加え、それらの教科において類似した教育内容を学ぶ。しかしながら、カリキュラムの約 10-15%は生徒やその保護者達が自由に選ぶことのできる選択学習のための時間として確保されている。

フィンランドでは、GDP に占める教育的な支出は 1995-2001 年の間に 6.3%から 5.8%まで減少した。そのために高等教育のための支出は 0.2%，ポイントが低下し、他の教育レベルの低下は 0.3%ポイントであった。この減少は当時の GDP の急成長によって主に説明される。他の部門では増加したが教育部門では増加しなかった、あるいは相対的に減少した。すなわち、このような減少は公共部門ではあまり強く現れていない。OECD 加盟国の平均（5.6%）と比べても、フィンランドの教育支出（5.8%）が 2001 年でも多少高いことがわかる。

フィンランドの普通教育制度は、ほとんど全てが公的資金により賄われている。ほとんど全ての教育機関は自治体（初等・中等レベルの機関と科学技術専門学校）または国（大学）によって所有されている。小学校の 5 % とわずかな初期中等学校だけが私立であるが、それらの財源のほとんど全ては公的資金に依存している。また、教育は無償という政策は、高等教育段階にも適用されている。

### 3. 高度に教育され、かつ信頼されている教師たち

フィンランドにおける教員養成はそれぞれの学校種や、個別の教育体制に合わせて、別個に、そして徐々にその形態を変えてきた。けれども、全ての教員に学術的な訓練を行うという考えは長らく伝統になっている。新しい行政命令が 1978 年に出され、(教員は修士課程での教員養成を受けることという条件が付されたため) 学級担任、総合制学校と上級中等学校の専科教員のそれぞれを対象とした修士レベルの学位プログラムが作成された。この法令には特別支援教育の教員と学生カウンセラーのためのプログラム(大学卒業以上のレベルとして位置づけられている)も含まれている。今日では、幼稚園教諭課程の学生は 120 単位からなる教育学士を取得することになっている。

学級担任の養成では教育科学と教科に関する理論的かつ方法論的内容と、そしてそれらの実践的な応用が強調される。その目的は、学生が単独で教育的問題を分析し解決し、調査を通して自分の実践を発展させることができるようにするために、教育と科学的調査の研究とを関係づけることである。学級担任養成における主な主題は「教育」である。それは教える義務を果たすための理論的な土台を提供するだろう。教育学の修士号を取得するためには 160 単位(最低限で 4-5 年の研究)が必要であり、この学位を持つ学生は博士後期課程へ進む資格を有する。

専科教員養成は 1 つか 2 つの教科の研究と、修士号の一部としての教師教育の理論的研究を含む。専門教科の研究は一教科につき最低限 55 単位の発展研究から成り、そして指導可能な第二教科については、最低限 35 単位が必要である。教員養成は以下の二つのコースに分けられる。教育学部は、実践的な訓練に責任がある一方、他の部分の教育は、教員養成学部と異なる教科学部との協力で行われる。近年、学生が専科教員になるために直接利用するプログラム(数学、物理学と化学、宗教の専科教員のための養成)が増えている。大学としての学位の認定とは別の、教育方法論の授業群を受講することによって、専科教員として卒業することもまた可能である。

フィンランドでは、教員は单一年度につき、勤務時間外で最低で平日 3 日間の現職教育トレーニングに参加しなければならない。そのようなトレーニングに資金を供給することに対する責任は、教員の雇い主である地方当局にある。最近の調査(Luukkainen2000)は、地域的に見て、教員グループ間および個々の教員間で、継続教育の量にかなりの違いがあることを示している。

フィンランドにおけるプロとしての教員の地位は依然として高い。フィンランドの教員の給料は国際的にみると平均的ではあるけれども、若者は教員の仕事に大きな魅力を見出している。このように、教員養成トレーニングを受けている若者達は常に突出して、高い動機を持ち、選ばれたグループを構成している。例えば、学級担任プログラムの受講は希望者のわずか 15%にしか認められない。教員養成は学科だけでなく芸術、音楽、体育でも優秀なとりわけ多彩な能力を備えた学生を引き付ける。専科教員に教えられる中等教育(第 7-9 学年)についていって、全体的な状況はそれほど肯定できるものではない。特に数学、理科、英語の教員が不足している。

教師達はまた、教育の真のプロとして自分達の最善を尽くすであろうと信頼されてきた。結果として、フィンランドの教員は教室でかなりの教授学的独立を保障され、そして学校もまた同様に、今日、全国コアカリキュラムの範囲内で教育を組織する実質的な自治を享受してきた。

教員はその養成課程における教育実習期間中に、異質な人々で混成されたグループに出会っている。それゆえ教員は生徒達の必要、能力そして興味に応じて、教え方を変え、教材を選び、そして課題をデザインすることを学ぶ必要がある。それゆえ現に指導の対象となっているグループに合わせて、教え方は同じ教室の中でさえしばしば形を変えることになる。その時でさえ、より典型的にフィンランドの教室では、生徒の認知能力に基づくというよりも興味関心に基づいて、生徒はグループ化される。評価もまた、生徒個人の違いを許容するように差異

化される。例えば評価の手段としてポートフォリオを使うことは、個性を支持し促進する。またそれは、何か標準化されるものというよりはむしろ好ましいものとして見られている。

教員養成の教育と、現職教育の両方において、特別な教育学分野すなわち特別支援教育に関する能力は、教授活動においても、全体としての学校コミュニティにおいても、重要な役割を果たす。このことは特別支援教育担当教員だけでなく、全ての教員にかかわることである。同じ必要が学級担任、専科教員、職業指導教員の養成に等しくあてはまる。

特別な教育が、教員養成の全てのレベルで必要である。同様に、多文化主義に正面から向き合うことが、すべての教員養成の一部にならなければならないだろう。全ての教員が多文化的な環境のもとで働くことができる必要がある。

#### 4. 教育政策、基準と評価

1990 年代になって、フィンランドの教育政策は、個人としての人格と選択の自由を強調するものになった。1992 年から、教科書は 1900 年代初期のように、全国教育委員会の検閲と承認をもはや必要としていない。学校は選択科目と内容を自分達のカリキュラムに組み込む自由を得た。結果的に学校は学校独自のシラバスを書き始めた。それは（全国カリキュラムの）枠組みに基づいてはいるが、先生と生徒と保護者の協働によって作られている。

国家の助成金に関する法律は改正され、そして新しい規定が 1993 年の初めに発効した。その時まで続いていた国家の教育助成金は、前もって自動的に割当額が決定されないような助成金に変更された。自治体は、受け取れる予算をどのように使うべきかについて彼ら自身で自由に決定することができるようになった。

評価におけるフィンランドモデルにおいて、中心的な理念は、学校を発展させ、援助することであり、学校をコントロールすることではない。ボトムアップ評価とトップダウン評価の相互作用が強調されてきた。一方、国家レベルで学校間格差の拡大をモニターすることは、教育の機会均等の悪化を防ぐことを可能にするために、等しく重要である。

ある学年における全ての学生を対象とし、総合制学校の間、または終わりに全国的な試験または最終的な試験が行われることはこれまでなかった。様々な学校から来ている生徒の平等を保護するために、また更なる学生選抜における彼らの学校の得点を公正に扱うため、全国教育委員会は 1999 年にそれぞれの必修教科のための均質な評価基準を整えた。

これらの基準は基本的に、子ども達が総合制学校の終わりの時点での修得しなければならない学校評価基準（4～10 の第 8 段階）の技能と知識のレベルを定める基本的な基準となっている。

フィンランドでは、学校への公的な査察は 1990 年代初期から実質的に行われていない。査察の代わりに、新しい教育法は教育機関に自らの活動とその効果を評価するように義務付けている。自己評価のねらいは、組織の中の個々人が活動についての統合的な理念を形成することを助けるとともに、その活動を外部の関連団体に対して透明にすることである。自分自身の状況についての知識は、周囲の環境がもたらす挑戦的な課題に向こう良い機会を提供する。たとえ自己評価のための次元の基準が定義されたとしても、実際のそれらの重要性は明確ではない。とはいえる確かに、それらは学校の活動を目にするようにする際に機能するとともに、それを発展させる手段として用いられてきた。

国家レベルにおいて、当局の課題は、構造改革の実施とその成果や効果といった教育政策の実現を評価することである。さらに当局には、教育における平等性と基本的な安全を評価する責任がある。標本抽出に基づく生徒

の成績の測定と評価は、総合制学校の導入当初から、多様であると同時に包括的で刺激的であった。学校 - レベルの結果は学校と自治体による内部の使用のため意味づけられている。そのようなデータを使うための戦略は、個々の自治体間で異なっている。

評価の結果と方法とそのための資料は公的なものである。しかし、個々の学校の結果は、関係する学校だけに報告される。他の学校、教育当局またはメディアは、そのような特定の情報へのアクセスはできない。その代わりに中央値と平均値を使うことはできる。これはフィンランドの評価文化の基本的な原則であり、特に学校と教員はしっかりとそれを守っている。

フィンランドの教育における質の保証は、大部分、信頼に基づいている。ナショナルカリキュラムのかなりゆるい枠の範囲内で、我々は学問的に教養のある教員が、実践において彼らの教育を設計する最高の専門家であると信じている。我々はまた、彼らが学習を進めるために教室で彼ら自身の最善を尽くしてくれると信じている。これは全くの理想主義に聞こえるかもしれないが、PISA の結果からみれば、少なくとも教員はこの信頼に値する。

基準（スタンダード）は、教員の革新的な考え方と教員の教授上の自由を制限するものとフィンランドではしばしばみなされてきた。教育上のゴールに向かうのに、等しく効果的でありえる多くの併行な道が常にあり、そしてその効果は教員と学校が職務を果たす状況に大きく依存している。フィンランドの学校における教育の結果はまた、生徒の身体的な成長と関連があるように見られる。この点における基準はきわめて高い。勉強や学習のような学業に不可欠であることに、生徒が完全に集中できるための身体的な成長が必要であると見られる。我々はこの頃当然のことと捉えがちであるが、学校給食、健康管理、生徒カウンセリング、通学のような問題がそれゆえ重要な要因であり、真に重要なことはしばしば無視されている。同様に、誰でも利用しやすい公立図書館のネットワークは、学校における教育学的な向上心を強くサポートしている。これらのサービスもまた、全ての子ども達のために教育機会の均等を保証する重要な手段である。

フィンランドの教育における基準の役割と重要性は、大部分、教員の実践と教育学的発展に関連して決定される。それらの目的は、とりわけ、学校と教員が仕事を計画する際に彼らを助けることにある。これらの基準は、それらの実現が特別にコントロールされたり評価されるという意味で、拘束力を持つものではない。総合制学校9年間の学習成果は、標本ベースの調査に基づいている。しかしながら、これらも教育システム全体のレベルでのみ公開され、個々の学校の結果はその当該学校にのみ通達されることになっている。教員に対する学術的教育の結果、教員は自分達の教育活動を調整し組織立てるために、これらの基準を創造的に用いることができる。ある。

## 5. 教育システムにおける高い質と公平、およびその結果

PISA2000 調査で、フィンランドは OECD 加盟国の中で最高の読解力を示した：フィンランドの結果は、他のどの参加国の結果よりも統計的に有意に高い。PISA2003 では、フィンランドの子どもは、数学、科学、読解力の全3領域において、平均点が OECD 加盟国の中で最も高かった：ただし、成績が同類グループにある香港だけは数学においてフィンランドより高い結果を示した。とはいえフィンランドでは、全3領域における特に高い結果は、比較的高い平等性と結び付いている。これはフィンランドで見られることだが、PISA2000 と PISA2003 の標準偏差は数学、科学、読解力全てにおいて OECD 加盟国で最小であった。フィンランドの学校間で見られる差は、OECD 加盟国の中でも最も小さなものであることがわかった。PISA2003 で報告されたところによると、OECD 加盟国における学校間格差による変動は、数学的技能の得点の全変動のうち 34% であったの

に対し、フィンランドではわずか4%だった。

総合制学校のフィンランドモデルは、制度のみには限らない。それは教授哲学と教育実践にも深く関係している。またそれは、学校は個々の子どものためにあり、個々の子どものニーズのために調整されるべきことを強調する。教育学は異質な学生のグループに対応するように確立される。教員は誰をも除外できないし、他の学校へ転校させることもできない。統合を目指す教育においては、教育内容、教科書、学習方法、教授方法、評価方法を選択する際、生徒自身の興味と選択が常に考慮に入れられるべきである。そのためには、子ども中心型の教授活動、カウンセリング、補習活動等とともに、学校・教員・生徒に根ざした柔軟なカリキュラムが求められる。異質な生徒集団においては、もちろんクラスのサイズは小さくなければならない。PISAは、フィンランドがクラスサイズの最も小さい国の一つであることを示している。

総合制学校の教授学は、明示的な能力別教育（tracking）や分岐型教育（streaming）によって特徴付けられるシステムにあてはめられる教授学とは、非常に異なっている。異質な集団は、高度に教育された教師と教授学における真の専門家を必要とする。異種混交集団に対する教育は成績下位の生徒にとって最もプラスになるという調査結果が、総合制学校がまだ整備中であった1970年代、1980年代に行われた調査、また最近のPISA調査によって明らかになっている。対照的に、成績最上位の生徒の学習成果は、どのような集団が作られるかの方法に関係なく、実質同じくらいのレベルを保っているようである。

特別支援のための教育は、以下に述べる通常の教授上の問題を抱えている生徒を満足させることで、常に重要な役割を演じてきた。特別支援教育は常に教育の主要部分に密接に統合されており、それは本来、非常に包括的なものである。小学校の段階（第1~6学年）で、そこでは学級担任教員が指導の中心的な責任を持っているが、特別支援教育のほとんどは、数学的技能に加えて読むことと書くことの技能に集中される。中等学校の前期段階においては、一つの教科、または二つ以上の教科で典型的な問題を抱えている生徒には、週に一、二回、2~5人の少人数グループまたは全く個別で特別な先生と勉強する機会が与えられる。この特別な教員はまた、学級担任と共に、普通学級の活動に参加することもある。特別支援教育に関する生徒の権利は、フィンランドの学校法に明記されている。

あらゆる生徒に、生徒カウンセリングに対する権利がある。学校は生徒に勉強方法、オプション（例えば選択科目の）選択、必修学習後の計画の、ガイダンスを提供することになっている。第7~9学年では、あらゆる学校には生徒カウンセラーがいて、それを必要とする、または欲している人々に個々のガイダンスを提供する。生徒カウンセラーはたいてい、ガイダンスとカウンセリングの特別な勉強（最低でも半年）をした専科教員である。教員養成課程における一般的な学習は、子ども達が社会的、教育的に深刻な問題を持っていた場合に、カウンセラーが他の教員と効率的に協働できるよう助けるものである。

## ヨウニ ヴァリヤルヴィ氏略歴

ヨウニ ヴァリヤルヴィ（Jouni Välijärvi）

ユヴァスキュラ大学教育研究所（フィンランド）教授・所長。

ユヴァスキュラ大学大学院博士課程終了、フィンランド教育審議会委員長、教師教育及び教師の専門性向上に関する全国規模のプロジェクト委員長など要職を経て、現在、国際教育到達度評価学会（IEA）フィンランド代表及びPISA国家プロジェクト調査実施責任者、フィンランド文部省教師教育・教員養成評価専門部会委員他。